

主催・共催・協賛・後援に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人能登川地区まちづくり協議会（以下「まち協」という。）が関与する催しにおけるまち協関与の基準及び手続を定めることを目的とする。

(区分)

第2条 関与の区分は、次のとおりとする。

- (1) 主催 催しの開催の主体となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。
- (2) 共催 まち協を含む複数の団体が催しの開催の主体となり、企画当初から、共催団体として、内容、運営、経費負担等について協議を行って、その催しを開催することをいう。この場合において、主体がまち協を含む複数であること以外には主催と異なるものではなく、協賛又は後援と比べて、その催しへのまち協の関与の度合いが強い場合とする。
- (3) 協賛 他団体等が開催の主体となる催しについて、まち協がその趣旨に賛同し、応援及び援助することをいう。ただし、後援と同義であるが、協賛金等の費用負担を伴うときがあり、後援に比べて、その関与度合いの程度が大きい場合とする。
- (4) 後援 他団体等が開催の主体となる催しについて、まち協がその趣旨に賛同し、応援及び援助することをいう。ただし、応援及び援助の内容は、原則として名義使用の承諾に限る場合とする。

(適否の基準)

第3条 まち協が主催する催しは、まち協定款第3条に規定する目的に則っていることを基準とする。

- 2 他団体等が開催の主体となる催しについて、まち協に、共催、協賛又は後援の申請があったときの承諾基準は、次の各号に全て該当する場合とする。
 - (1) 前条に規定する区分に適合しているとき。
 - (2) 公益性があると認められるとき。
 - (3) 対象となる団体は、国又は地方公共団体、公益法人又はこれに準ずる団体、民間非営利団体又はこれに準ずる団体、その他の団体等で社会的信頼性を有し、その存在、基礎が明確であり事業遂行能力が十分であると認められるとき。
 - (4) まち協会員にとって有益であると認められるとき。
 - (5) まち協の事業目的及び内容に照らし、特に必要と認められるとき。
- 3 前項の承諾基準において、次の各号のいずれかに該当する場合は承諾しないものとする。
 - (1) 営利を目的とし、特定企業の宣伝等少数者利益のみを目的とすると認められるとき。
 - (2) まち協の業務の目的及び内容に照らし、適当でないと認められるとき。
 - (3) 運営方法が公正でないと認められるとき。
 - (4) その対象が極めて限定されたものであると認められるとき

(承諾手続)

第4条 まち協が前条第2項及び第3項の規定に基づき、承諾を行うに当たっては、次の手続を経るものとする。

- (1) 諾否の回答は、原則としてまち協事務局長（以下「事務局長」という。）がまち協理事会（以下「理事会」という。）において説明し、理事会の承認を得てから行うものとする。
- (2) 申請を受理したときから回答期限までに理事会が開かれないときは、事務局長の判断により、まち協会長（以下「会長」という。）の了解を得て回答を行うことができる。ただし、次の理事会において事務局長から報告し、事後承認を得るものとする。
- (3) 回答は、回答書により、会長名にて行うものとする。ただし、回答書に連絡者氏名の記載を求められる場合においては、事務局長名にて回答を行うとする。

（保険加入）

第5条 まち協が主催又は共催する催しについて、特に有事を懸念する必要があると会長が判断した場合は、損害保険等に加入する等の対策を講じておくものとする。

附 則

この規程は、平成28年10月21日から施行する。